

日時：2025/4/21  
13:30～15:00

場所：只見町下庁舎中会議室

出席者：3番目黒委員、5番吉津委員、7番齋藤委員、8番星委員、9番山内委員  
10番小沼委員、11番飯塚会長（7名）

欠席者：1番渡部周一郎、2番三瓶委員、4番佐藤委員、6番渡部理一（4名）

事務局：星一事務局長、岩淵秀一事務局員（2名）

作成者：岩淵事務局員

事務局

定刻になりました。本日予定されている方全員出席予定ですが、1番渡部委員が連絡取れませんが、始めさせていただきます。まずは配布資料の確認をしたいと思います。（資料確認）  
それでは会長を議長として進行方よろしくお願いします。

議長

本日は、令和7年度最初の総会であります。災害救助法について若干の説明があった事や明日南会津地方連合会の臨時総会が予定されており、役員の改選で只見町農業委員会が副会長になり県農業会議の理事及び常任委員に内規により推薦される予定でありますことをご報告し、総会を始めたいと思います。

議長

それではただ今より令和7年度只見町農業委員会4月定例総会を開会いたします。  
本日の出席状況は委員総数11名中7名の出席を認め、本会が成立したことを報告いたします。届出欠席者は別紙のとおり4名です。  
次に、会議録署名人を2名指名いたします。  
3番目黒委員、5番吉津委員を指名しますのでよろしくお願いします。  
（了承）

全委員

3番目黒委員  
5番吉津委員

議長

議長

それでは早速でございますが議案審議に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。  
これより説明を求めます。  
議長。  
はい。

議長

事務局

それでは座って説明させていただきます。  
まず議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記のとおり提出され受理したので、申請通り許可するものとする。  
令和7年4月21日提出、只見町農業委員会会長ということで今回申請が1件ございました。  
申請者は譲受人が叶津のAさん、譲渡人が叶津のBさんです。申請地が叶津字下八木沢699-1、699-3、711の田2筆、畑1筆の合計面積が672平米です。申請理由としては相手方の要望であり農地を購入、Bさんは規模縮小ということで現状の耕作者は

全委員

議長

事務局

Aさんが口頭で借りて耕作しております。  
次に議案資料をご覧ください。  
資料2ページ目が位置図で、場所はAさん宅の裏側でございます。  
3ページは佐藤委員と、現況調査をした時の写真でございます。  
確認当日まだ現地は残雪で確認はできませんでしたが、昨年の農地パトロールで確認したときは、水稻が栽培されておりました。なお、4ページが調査報告書で4月14日に佐藤委員と新國推進委員2名に確認してもらいました。

本日佐藤委員が欠席ということで、報告は私からいたします。  
取得する農地の利用状況については、先程説明したとおり耕作者はAさんが水稻を作っております。また、取得後の常時従事状況は、譲受人宅に隣接しており、保有機械や従事日数も問題なし、周囲の地権者からは承諾を得ており問題ありませんので、許可相当と認め審議方よろしくをお願いいたします。

はい。  
ただいま事務局より説明がありましたが皆様から質問等ございませんか。

（ありません。）

私からひとつ聞いてもいいでしょうか？  
叶津地区の地域計画との整合性は、どうなっているのかお聞きしたい。

事務局

叶津地区の地域計画の目標地図を確認した結果、計画外であり変更などの手続きは発生しませんので、報告いたします。

他にございませんか（ありません）  
ないようでございますので、議案第1号について、その申請についてを承認するに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

全会一致により原案通り承認されました。

はい、ありがとうございました。全会一致により原案通り承認されました。本日の提出議案は以上です。続いて、協議報告事項に入ります。事務局お願いします。

別紙資料をご覧ください。

（1）只見町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況（最終公表）について

別紙資料(1)をご覧ください。只見町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について(最終公表)を説明します。令和7年3月3日より公募しておりました只見町農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集期間が4月4日で終了し定員となりましたので規則により町HPにより公表しますので報告いたします。なお農業委員は定員11名中8名が応募により、3名が区又は農業者より推薦となっております。また推進委員は、8名中3名が応募により、5名が区より推薦となります。

質問等ございませんか？(全委員：ありません)

(2) 続きまして別紙資料(2)をご覧ください。令和7年度只見町農作業労働賃金等標準額について

本県の最低賃金は、時間当たり955円です。昨年度と同じ普通作業は、1,000円とします。なお、その他の農作業賃金等は、只見町農作業受託組合より「変更なし」との報告を受けておりますので、別紙のとおり変更はございません。また、小作料につきましては、過去5年間に利用権設定された実勢賃借料のデータを基に平均額を設定してあります。この価格はあくまでも参考値ということで、今月25日(金)のおしらせ版にて全戸配布したいと思いますので、よろしく願いいたします。参考資料として7ページから17ページまで近隣の価格表を添付してあります。

これについて質問等ございませんか？(全委員：ありません)

(3) 続きまして別紙資料(3)をご覧ください。農業経営改善活動(活動・成果)の実績及び点検・評価結果と公表について別紙のとおり令和7年2月28日にC氏、D氏、E氏の3名より更新の申請、4月1日にF氏、G氏の2名が新規認定農業者の申請があり認定されましたので、報告いたします。

この件について、質問等ございませんか？

鈴木氏と五十嵐氏は以前から認定農業者ではなかったのか

2名の方は、3年間は新規就農認定農業者であって、今回の認定農業者は、今後5年間の経営改善計画を町に対し、経営

事務局

6 番渡部委員

事務局

の改選となります。また、南会津地方農業委員会連合会でも役員改選があり、只見町農業委員会の会規模は、規模は手持ち資料がなく答えられませんが、その計画を記載された農家に対し、町が審査し、関係機関の意見を付して認定されていきますので、ご承知ください。

他にございませんか(全委員：ありません)

(4) 次に別紙資料(4)をご覧ください。令和6年度最適化活動(活動・成果)の実績及び点検・評価結果と公表についてを説明します。

先ず農業委員会の状況については、2020年の農林業センサス及び耕地及び作付面積統計から転記しております。次に、最適化活動の実施状況は、利用権設定の終期等により集積面積はマイナスとなっております。遊休農地の発生防止・解消については、新規の任意団体等によるソバ栽培等により遊休農地解消となっております。新規参入の促進は、過去3年間は実績は無く、令和6年度から2年間2名の研修が、始まっている。1人当たりの月の活動目標や強化月間に対する実績は、地域計画策定に係る「協議への場」への参加があった。

全体としては、目標に対して期待を下回る結果となった。

これについて質問等ございませんか？(全委員：ありません)

(5) 令和7年度最適化活動の目標設定等(案)について別紙資料(5)をご覧ください。

この目標については、4月末までに県農業会議の確認を得て町HPに公表することとなっております。

まず、農業委員会の現状は、先程説明したとおりであり、集積面積も令和11年度までに県基準の72%を目標に、今年度は37haとしたい。遊休農地の解消目標は、7haとします。その他は例年どおりとしたい。

これについて質問等ございませんか？(全委員：ありません)

(6) 次に別紙資料(6)をご覧ください。令和7年度一般社団法人福島県農業会議行事予定についてを説明します。

(7) 続きまして別紙資料(7)をご覧ください。令和7年度農業委員会定例総会等日程(案)について説明します。

9 番 山内委員

事務局長

→ 委員全一致で了承を得ました。

(8) 続きまして別紙資料(8)をご覧ください。農地法第18条  
第6項の規定による合意解約通知について説明します。

→ 質疑なし

事務局からは、以上となります。

議 長

はい、ありがとうございました。

何かご意見ありませんか。

(ありません。)

議 長

それでは、すべての議案、報告事項が終わりましたので、他に何かご  
ざいませんか。

(全委員 ありません)

無いようなので、これで4月の定例総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

只見町農業委員長 飯塚 春夫 様

この議事録は、会議内容と相違ないことを認め署名する。

令和 7年 5月 15日

議事録署名人 吉津 栄一

議事録署名人 目黒美樹